諮問番号: 平成 25 年諮問第 2 号 諮問日: 平成 25 年 1 月 21 日 答申番号: 平成 24 年度答申第 2 号 答申日: 平成 25 年 3 月 1 日

件 名:東京電力福島原子力発電所事故調査委員会からの引継ぎ文書の不開示に関する件

答申書

第1 審査会の結論

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会からの引継ぎ文書につき、国立国会図書館 事務文書開示規則(平成23年国立国会図書館規則第4号)第2条第3号に基づき不開示 としたことは妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

本件苦情申出の趣旨は、「福島原発事故について行われた国会事故調査委員会が発表し 黒川リポートなどといわれている発行物のために使用又は集められ国会図書館にてアー カイブされたディスクや関係当局などの書類やそのコピーなどすべて」の開示の申出に 対し、国立国会図書館の館長が開示しないとしたことについて、この文書の内容は「公 共又は知る権利の情報」に該当し、苦情申出人はこの内容を報道したいので開示すべき というものである。

第3 調査審議の経過

1 調査審議の経過

①平成 25 年 1 月 21 日 諮問

②平成25年1月29日 諮問及び経緯の説明聴取

③平成25年2月6日 国立国会図書館職員(総務部副部長ほか)からの口頭説

明の聴取及び調査・審議

④平成25年2月19日 調査・審議⑤平成25年3月1日 調査・審議

2 本件事案の経緯

「不開示に対する苦情の申出について」(平成 25 年総受 1301181 号)及び国立国会図書館の館長(以下「館長」という。)の説明によると、本件事案の経緯は次のとおりと認められる。

苦情申出人から、平成24年12月14日付け文書により、国立国会図書館事務文書開示規則(平成23年国立国会図書館規則第4号。以下「規則」という。)第3条に基づき、「福

島原発事故について行われた国会事故調査委員会が発表し黒川リポートなどといわれている発行物のために使用又は集められ国会図書館にてアーカイブされたディスクや関係当局などの書類やそのコピーなどすべて」の開示の求めがあった。

この求めについて、平成 24 年 12 月 26 日付けで、「事務文書不開示通知書」(平成 24 年国図総 1212202 号)を苦情申出人に送付した。この際、開示しない事務文書の名称を「福島原発事故について行われた国会事故調査委員会が発表し黒川リポートなどといわれている発行物のために使用又は集められ国会図書館にてアーカイブされたディスクや関係当局などの書類やそのコピーなどすべて」と、開示しない理由を「1の文書は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から引き継いだ資料であり、立法に関する調査に係るもの(国立国会図書館事務文書開示規則(平成 23 年国立国会図書館規則第 4 号)第 2 条第 3 号)に該当し、事務文書には該当しない。」と提示した。

3 館長の説明の要旨

審査会は、調査審議の過程において、規則第 12 条第 10 項に基づき、館長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めた。その結果、得られた説明の要旨は次のとおりである。

(1) 本件対象文書

本件対象文書は、平成24年10月29日付け事故調事発第287号「調査資料等の引継ぎについて」(平成24年総受1210292号)により東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「事故調」という。)から国立国会図書館に引き継がれた文書のうち、事故調事務局調査課が取得し、又は作成した文書一式である。事故調が第三者に提出を求めた文書、ヒアリングの実施に伴い作成された文書等が含まれる。

(2) 不開示理由

本件対象文書は、事故調が「国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資する」(事故調法第1条)ことを目的とし、同法第3章に基づく事故調査等のために取得し、又は作成したものである。このため、本件対象文書は規則第2条第3号の「立法及び立法に関する調査に係るもの」に当たり、事務文書には該当しないため不開示とした。

(3) 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、「公共又は知る権利の情報」として公開すべき旨を主張するが、規則 第5条が適用されるのは、規則第2条に規定する事務文書である。

よって、本件対象文書は、事務文書には該当せず、規則第5条の適用を受けない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の特定について

本件開示申出は、事故調が東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成23年法

律第112号。以下「事故調法」という。)第16条第1項に基づき、平成24年7月5日に 両院議長に提出した報告書の作成に当たり、事故調が使用し、又は集めたものであって、 国立国会図書館に引き継いだ文書の全部の開示を求めるものである。

よって、本件対象文書は、平成24年10月29日付け事故調事発第287号「調査資料等の引継ぎについて」(平成24年総受1210292号)により事故調から国立国会図書館に引き継がれた文書のうち、事故調事務局調査課が取得し、又は作成した文書一式である。

2 本件対象文書の規則第2条第3号該当性について

規則第2条は、第3号で「国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第15条第1号から第3号までに掲げる職務に係るものその他の立法及び立法に関する調査に係るもの」を開示の対象となる事務文書から除外している。ここでいう「立法及び立法に関する調査に係るもの」とは、同法第15条第1号から第3号までに掲げるように、両議院が自ら行う国政調査権の行使の補佐に限られるものでなく、国会に設置される機関が法令等に基づいて立法活動に資するために行う調査及びその結果たる文書をも含むと解される。

これを本件に当てはめると、本件対象文書は、「国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資する」(事故調法第1条)ことを目的として、国会に置かれた事故調が、同法第3章に基づく事故調査等のために取得し、又は作成したものである。また、事故調の事故調査等の事務は、その目的のとおり、事故調法に基づいた立法活動に資するための事務である。

以上のことから、本件対象文書は、事故調法に基づく立法活動に資するための事務の遂行に伴い生じた文書の一部であり、「立法及び立法に関する調査に係るもの」(規則第2条第3号)に当たるものというべきであり、事務文書に該当しないと判断する。

3 結論

本件対象文書は、2で述べたとおり規則第2条に規定する事務文書には該当せず、したがって、館長が、本件対象文書を不開示とした判断は妥当である。

なお、館長が事務文書不開示通知書に示した開示しない事務文書の名称は、開示の求めで記載されたものの繰り返しにすぎず、特定された対象文書の説明としては十分でない。また、事務文書不開示通知書に示した開示しない理由についても、条文のみの摘示にとどまり、いかなる根拠によりどの条文に該当するとして不開示とされたのかを、苦情申出人において知ることができないものであるため、十分とは言い難いことを併せて指摘する。

第5 答申をした委員

鈴木庸夫、岡田正則、野村武司